

1. 申請上の注意事項

- 窓口に来られた方の本人確認を行っています。本人確認ができる書類(運転免許証・個人番号カード等顔写真付のものは1点、健康保険証・年金手帳等顔写真付でないものは2点)を御提示ください。
- 本人確認ができない場合は、証明書の発行ができないことがあります。

2. 代理人が申請する場合

- 代理の方が申請する場合は、委任状が必要です。委任状は、委任する方の自筆によることとなっています。なお、法人市民税台帳登載証明及び法人所在証明については、委任状は必要ありません。
- 法定代理人の場合は、委任状は必要ありませんが、法定代理人であることがわかる書類の提示が必要です。

3. 委任状の作成例

●作成上の注意

- ・①～④のすべての項目が記載されている必要があります。
- ・委任状は、委任する方が自筆で作成してください。
- ・委任者が法人の場合は、会社名等のゴム印を押し、代表者印(法務局への届出印)を押印してください。

委 任 状 (※個人の場合)

①「受任者の住所・氏名・生年月日・連絡先」を記載する。

(記載例) 都城市姫城町6街区21号
姫城 花子 ○○年○○月○○日生
0986-△△-△△△△

②「委任する事項」を記載する。

(記載例) 私は、上記の者を代理人と定め、税証明等申請にかかる交付請求及び受領に関する権限を委任します。

③「委任した日」を記載する。

(記載例) ○○年○○月○○日

④「委任者の住所・氏名・生年月日・連絡先」を記載する。

(記載例) 都城市中町○○-△△
都城 太郎 (法人の場合は代表者印(法務局への届出印)を押印)
○○年○○月○○日生
0986-△△-△△△△

●その他

- ・委任状の参考様式が必要な方は、市ホームページに掲載されているほか、市民課及び各総合支所・各地区市民センターの税証明窓口、納税管理課・市民税課・資産税課の各窓口に備えています。
- ・偽り、その他不正な手段により委任状等を作成すると罪に問われます。

4. 亡くなられた方の証明書を申請する場合

- 相続人であれば申請できます。その方が亡くなった事実と相続関係が確認できる書類(戸籍等)が必要です。ただし、都城市に本籍がある方が亡くなられた場合は、省略できる場合もあります。
- 相続人の代理人が申請する場合は、上記書類に加え、相続人からの委任状が必要です。

被扶養者(扶養されている人)が所得の証明書を申請する場合

被扶養者で御自身の申告がない場合は、所得額欄に「*」、備考欄に「被扶養者です。」と表示されます。具体的な金額の証明(0円を含む)が必要な場合は、市民税課(2階12番窓口)または各総合支所市民生活課窓口にて申告をしてください(時間を要する場合があります)。